

令和6年7月1日

ふるさと納税制度を活用した代理寄附受付に関する 同意書の締結について

佐渡市は、このたび、姉妹都市である埼玉県入間市と「ふるさと納税代理寄附(※1)受付に関する同意書」を締結いたしましたのでお知らせします。

- 名 称 「ふるさと納税代理寄附受付に関する同意書」
- 締結日 令和6年6月17日
- 目 的 近年多発する自然災害への備えとして、災害発生時にふるさと納税制度を活用した相互支援を円滑に実施することを目的とする。
- 概 要 被災自治体が、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は、同条同項第4号の規定による適用地域となった時、代理寄附を実施するもの。

引き続き、姉妹都市および交流都市との連携を推し進めてまいります。

(※1) 代理寄附とは：災害等により被災した自治体を支援することを目的としたふるさと納税で、通常、寄附金を受け取る自治体が行う必要がある寄附金受領証明書の発行などの事務作業を被災していない自治体が代わりに行うことで、被災した自治体が災害対応に集中できるよう支援する仕組みです。



<問合せ先>

佐渡市企画部総合政策課
ふるさと創生推進係 市橋、天池
TEL: 0259-63-4152(直通)

Mail: furusato-sado@city.sado.niigata.jp

